

諮問番号：令和7年度諮問第39号
答申番号：令和7年度答申第46号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年4月16日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が遭遇した自転車による交通事故の保険金収入は、自転車修理費、治療費への保険金であるから生活費に充てるものではない。審査請求人自身が〇〇〇〇において〇状態であると診断されていることや、体調が悪く自宅から出ることが辛いために最新の自転車の修理の見積書（以下「見積書」という。）の提出ができなかったとの事情があるにもかかわらず行われた本件処分に不服であり、取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和5年3月23日に交通事故の保険金63,524円（以下「本件収入」という。）を受領したことから、同月17日から同月31日までに審査請求人世帯に対し支給した保護費63,524円について、令和6年4月16日付けで法第63条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 本件収入の資力発生日について

生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6答のとおり、自動車事故における任意保険については、示談交渉による保障の内容、金額の確定後に請求できることとなるため、示談成立日を資力の発生時点としてとらえることとされている。

これについて以下検討すると、①令和4年11月14日、審査請求人は自転車に乗っていた際に交通事故に遭ったこと、②審査請求人は、令和5年3月7日付けの保険会社からの案内により、損害賠償額63,524円を受領することとなる旨通知を受けたこと、③同月17日、処分庁は審査請求人世帯の保護を開始したこと、④処分庁は、本件処分において本件収入の資力発生日を同月7日と認定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人は令和4年11月14日に発生した自転車事故により、本件収入である損害賠償金を受給したものであり、損害賠償金の明細が令和5年3月7日付けで審査請求人に対し発行されていることからすると、遅くとも同日には、審査請求人と事故の相手方との間で、当該事故に関する保障の内容、金額が確定していることが認められ、審査請求人の加害者に対する損害賠償請求権は、客観的に確実性を有するに至ったと判断できる。そして、審査請求人の保護開始日が同月17日であることを踏まえると、問答集問13-6答に照らし、審査請求人は保護開始時において既に本件収入の資力を有していたと評価できる。したがって、処分庁が本件収入の資力発生日を同月7日と判断した点について、不合理な点は認められない。

(3) 要返還額の決定について

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。また、問答集問13-23答(1)のとおり、保護の開始時において既に資力を有していた場合は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないとされている。

以下検討すると、①令和5年3月23日、審査請求人は本件収入を受領したこと、②処分庁は、審査請求人の保護を開始した同月17日から同月31日までに審査請求人に対して支弁した保護費94,475円及び本件収入額63,524円を比較し、要返還額を63,524円と決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、本件処分において本件収入額全額を要返還額と決定した処分庁の判断は、平成24年課長通知1（1）及び問答集問13-23答（1）に照らすと、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（4）返還請求額の決定について

審査請求人は、処分庁に対し最新の見積書を提出できていなかったものの、提出できない理由は処分庁に伝えていたこと、生活保護を受けながら返還することは苦痛であること及び本件収入は自転車修理等の保険金であり、生活費に充てるためのものではないことを主張し、これらの処分庁の対応に不服があり、本件処分の取消しを求めている。

この点について、自立更生費等の控除の判断にあたっては、平成24年課長通知1（1）のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。

これについて以下検討すると、①令和5年4月7日、処分庁は審査請求人から自転車走行中に交通事故に遭ったことから本件収入を受領することになった旨の報告を受け、審査請求人に対し、見積書の提出を求めたこと、②同日、処分庁は審査請求人から交通事故に伴い修理を要する自転車について走行には問題が無い状態であることを聞き取ったこと、③同年6月5日、処分庁は、審査請求人から自転車屋が令和4年11月16日に発行した有効期限を発行日から30日間とする見積書を受理したこと、④令和5年6月21日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、交通事故で傷が付いた自転車の現物を確認したこと、⑤同月22日、処分庁は上記③で受理した見積書の有効期限が切れていることから、審査請求人に対し見積書の再取得を指示し、審査請求人はこれを了承したこと、⑥同年10月2日、処分庁は審査請求人から見積書をいまだ取得できていない状況を聞き取り、取得するよう指示し、審査請求人はこれを了承したこと、⑦同年12月1日、処分庁は審査請求人から見積書をいまだ取得できていない状況を聞き取ったこと、⑧同月28日、処分庁は審査請求人から見積書をいまだ取得できていない状況を聞き取り、令和6年1月末を提出期限とし、期限までに提出が無ければ、自転車の修理費用は考慮せず返還決定を行う旨伝え、審査請求人はこれを了承したこと、⑨同年3月13日、処分庁は審査請求人に対し、見積書の提出が無かったため、本件処分において自転車の修理費用を控除しない旨伝え、審査請求人はこれを了承したこと、⑩同日、処

分庁は審査請求人の支出状況及び生活状況の聞き取りを行い、併せて自立更生費の検討のため家電の購入予定を確認したところ、審査請求人より冷蔵庫の購入希望を受けるも、審査請求人が冷蔵庫をいつ購入できるかわからないと述べた旨聞き取ったこと、⑪処分庁は、上記①から⑩までの経過を踏まえ、自転車の修理費については有効期限内の見積書の提出がないこと及び冷蔵庫の購入費用については直ちに購入にあてられるものとは判断できないことから、それぞれ自立更生控除を認めず、返還請求額を63,524円とする本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、審査請求人から控除希望のあった自転車修理費用について、審査請求人から走行には問題が無い事を聞き取り、現物を確認したうえで、審査請求人から提出を受けた見積書の有効期限が切れていることから、見積書の再提出を重ねて依頼しており、審査請求人はこれに対して処分庁が設定した提出期限までに見積書を提出しなかったことが認められる。また、処分庁は居宅訪問及び電話による聞き取りを行い、審査請求人の生活状況について把握したうえで、審査請求人から冷蔵庫の買い替え希望があるも、その陳述から直ちに購入に充てられるものとは判断できないことから、組織的な意思決定過程を経たうえで、本件処分を行ったことが認められ、本件処分において自立更生費を認定しなかった処分庁の判断及び手続に違法又は不当な点はない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和8年	1月	9日	諮問の受付
令和8年	1月	13日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月27日 口頭意見陳述申立期限：1月27日
令和8年	2月	26日	第1回審議
令和8年	3月	24日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」に

ついて規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、第2項において、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

- (3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）エ（イ）は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（（3）のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (4) 平成24年課長通知1（1）は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を記している。

その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示されており、そのただし書きに

において、「以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

(5) 問答集問13-6答は、費用返還と資力の発生時点について、「(3) 自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。自動車事故の場合は、保険の種類や保障内容により異なるが、(中略) 任意保険については、示談交渉による保障の内容、金額の確定後に請求できることとなるため、示談成立日を資力の発生時点としてとらえることとなる。」と記している。

(6) 問答集問13-23答(1)は、法第63条の返還対象額の算定について、「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和5年3月7日付けの保険会社から審査請求人宛ての「損害賠償額のご案内」と題する書類には、「令和4年11月14日に発生した事故による損害賠償額を算定しますと下記の通りとなります。」「治療費 5,580 [円。以下同様]」「通院交通費 45」「休業損害 17,027」「慰謝料 8,600」「その他 32,272」「損害認定額 63,524」「最終お支払い額 63,524」と記載されている。なお、「その他」については「物件損害 分損〔部分損害〕として自転車修理費を認定します。」との算定根拠が付されている。

(2) 令和5年3月17日付けで、処分庁は審査請求人世帯に対し、法による保護を開始した。

(3) 令和5年4月7日、審査請求人が処分庁に来所し、令和4年11月14日に自転車どうしの交通事故に遭ったこと、その保険金63,524円が令和

- (1 1) 令和5年6月22日、処分庁は審査請求人に架電し、自転車修理の見積書の有効期限が過ぎているため、再度見積書を取り、処分庁へ提出するよう伝え、審査請求人はこれを了承した。
- (1 2) 令和5年10月2日、審査請求人より電話があり、見積書の進捗について、2ヶ月ほど前に自転車屋に行ったが、見積書を用意するのに1時間ほどかかると言われ、子の送迎にも行かないといけなかったためその日は見積書を諦め、以降自転車屋には行っていないとの説明があった。処分庁は時間を見つけて行くよう伝え、審査請求人は了承した。
- (1 3) 令和5年12月1日、審査請求人から電話があり、体調が優れない日々が続いており、自転車の見積書についてもまだ用意できていないとの説明があった。
- (1 4) 令和5年12月28日、審査請求人から電話があり、見積書はまだ取っていないとの説明があった。処分庁は、1月末までに提出がなかった場合は、自転車の修理代について考慮せず、支払われた保険金の返還決定を行う旨説明し、審査請求人はこれを了承した。
- (1 5) 令和6年3月13日、処分庁は審査請求人へ電話し、見積書の提出がなかったため、事故の保険金について自転車の修理費を控除せず法第63条を適用すると説明し、審査請求人はこれを了承した。また、処分庁が審査請求人に対し、自立更生費を検討するために家電等を購入する予定があるかを確認したところ、冷蔵庫が壊れかけており、購入を考えているが、毎月の貯金は困難であり、いつ購入できるかはわからないとのことであった。
- (1 6) 処分庁は、令和6年4月12日付け起案、同月16日決裁された「返還金徴収金額決定伺」において、以下の意思決定を行った。

内容は、「資力発生日：R5. 3. 7」、「返還理由：生命保険等入院給付金」、「63条返還決定金額算出 返還対象期間：R5. 3. 17～R5. 3. 31 請求権有効期間：R5. 3. 17～R5. 3. 31 請求権有効期間保護費：94, 475円 受領額：63, 524円」、「返還免除等金額：0円」、「返還決定額：63, 524円」とした上で、「返還金額の算出基礎」について、「(前略) 本世帯は令和5年3月17日より生活保護法による保護を適用中である。令和5年4月7日に(中略)〔審査請求人〕来所した際に、令和4年11月14日に発生した交通事故の保険金が令和5年3月23日に入金されたと聴取し、「保険金お支払いのご案内」より入金額が63, 524円であることを確認した。保険金の内訳に自転車の修理費用、診断書料が含まれていると主張されたため、資料の提出を促し令和5年6月5日に提出があった。自転車の修理費用についての見積書を確認したところ、「作成日：2022年11月16日」・「有効期限：発行日より30日」と記載されていたため、令和5年6月22日に(中略)〔審査請求人〕へ架電し、有効期限内

の見積書を提出するよう説明した。その後見積書が提出されなかったため、何度か催促の連絡をするも提出がなく、令和5年12月28日に(中略)〔審査請求人〕へ架電した際に、令和6年1月末日までに見積書の提出がなかった場合は自転車の修理費用については控除せず法第63条による費用返還の決定を行うと説明し、(中略)〔審査請求人〕了承された。起案日現在にて見積書の提出がなかったため、自転車の修理費用については控除しないもの。また、令和6年3月13日に(中略)〔審査請求人〕に架電した際に、冷蔵庫を買い替えたいと申し出があった。価格は4万円ほどであるが、毎月の貯金が困難であり、いつ購入できるかはわからないと聴取。そのため、直ちに購入にあてられるとは判断できず購入費用は控除しないもの。「保険金お支払いのご案内」の日付が保護開始前の令和5年3月7日であることから開始時の資産となるため8,000円控除は行わない。診断書料についても保護開始前に支払ったものであるため控除しない。よって、保険金63,524円について法第63条を適用し費用の返還を求めるもの。(後略)」とするものであった。

(17) 令和6年4月16日付けで、処分庁は本件処分を行った。なお、「返還の理由」には「あなたは令和5年3月17日より生活保護法による保護の適用を受けています。令和5年3月23日に交通事故の保険金を受領されたことにより生活保護費に過支給が生じました。そのため、既に支給した「5」〔94,475円〕の保護費の内「1」〔63,524円〕の額について(中略)〔法〕第63条を適用し、返還を求めます。」との記載があった。

(18) 令和6年6月21日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 本件において、処分庁は、審査請求人が令和5年3月23日に本件収入を受領したことから、同月17日から同月31日までに審査請求人世帯に対し支給した保護費63,524円について、令和6年4月16日付けで法第63条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) まず、本件収入の資力発生日については、問答集問13-6答のとおり、自動車事故における任意保険については、示談交渉による保障の内容、金額の確定後に請求できることとなるため、示談成立日を資力の発生時点としてとらえることとなる。

これについて以下検討すると、①令和4年11月14日、審査請求人は自転車に乗っていた際に交通事故に遭ったこと、②審査請求人は、令和5年3月7日付けの保険会社からの案内により、損害賠償額63,524円を受領することとなる旨通知を受けたこと、③同月17日、処分庁は審査請求人世

帯の保護を開始したこと、④処分庁は、本件処分において本件収入の資力発生日を同月7日と認定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人は令和4年11月14日に発生した自転車事故により、本件収入である損害賠償金を受給したものであり、損害賠償金の明細が令和5年3月7日付けで審査請求人に対し発行されていることからすると、遅くとも同日には、審査請求人と事故の相手方との間で、当該事故に関する保障の内容、金額が確定していることが認められ、審査請求人の加害者に対する損害賠償請求権は、客観的に確実性を有するに至ったと判断できる。そして、審査請求人の保護開始日が同月17日であることを踏まえると、問答集問13-6答に照らし、審査請求人は保護開始時において既に本件収入の資力を有していたと評価できる。したがって、処分庁が本件収入の資力発生日を同月7日と判断した点について、不合理な点は認められない。

- (3) つぎに、要返還額の決定について、平成24年課長通知2(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。また、問答集問13-23答のとおり、保護の開始時において既に資力を有していた場合は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないとされている。

以下検討すると、①令和5年3月23日、審査請求人は本件収入を受領したこと、②処分庁は、審査請求人の保護を開始した同月17日から同月31日までに審査請求人に対して支弁した保護費94,475円及び本件収入額63,524円を比較し、要返還額を63,524円と決定したことが認められる。

この点、審査請求人は本件収入について、自転車修理費及び怪我の治療費でありそもそも生活に充てるものではないから、収入として認定されることに納得がいかない旨を述べる。確かに本件はいわゆる積極損害(直接的、具体的に生じた損害)の補償であるから、審査請求人の不服については心情的に理解できるところである。

もっとも、法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とあるように、生活保護制度は、本来資産その他あらゆるものを活用し、それでも最低限度の生活を維持することが叶わない場合に最低限度の生活を保障するものである。

本件のように、保護開始決定前に事故が発生し、損害について保険金が支払われることが(客観的に)確実となったという事案においては、当該保険金支払請求権は客観的に財産的価値があるものと言わざるを得ない。したが

って、本件における審査請求人は、かかる資力を備えたうえで、保護開始決定を迎えたものと捉える他ないから、本件収入は、法第63条に照らして返還対象とならざるを得ない。

したがって、審査請求人が審査請求書で述べているように、もし処分庁から「保険金は生活費である」と審査請求人に言ったのであれば、それ自体は法第4条及び第63条の趣旨に照らし説明として適切なものとはいいがたいが、本件処分において本件収入額全額を要返還額と決定した処分庁の判断自体には、平成24年課長通知及び問答集問13-23答に照らすと、妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4)最後に、返還請求額の決定について、審査請求人は、処分庁に対し最新の見積書を提出できていなかったものの、提出できない理由は処分庁に伝えていたこと、生活保護を受けながら返還することは苦痛であること及び本件収入は自転車修理等の保険金であり、生活費に充てるためのものではないことを主張し、これらの処分庁の対応に不服があり、本件処分の取消しを求めている。

本件収入からの自転車修理費等の控除について、自立更生費等の控除の判断にあたっては、平成24年課長通知2(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。

これについて以下検討すると、①令和5年4月7日、処分庁は審査請求人から自転車走行中に交通事故に遭ったことから本件収入を受領することになった旨の報告を受け、審査請求人に対し、見積書の提出を求めたこと、②同日、処分庁は審査請求人から交通事故に伴い修理を要する自転車について走行には問題が無い状態であることを聞き取ったこと、③同年6月5日、処分庁は、審査請求人から自転車屋が令和4年11月16日に発行した有効期限を発行日から30日間とする見積書を受理したこと、④令和5年6月21日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、交通事故で傷が付いた自転車の現物を確認したこと、⑤同月22日、処分庁は上記③で受理した見積書の有効期限が切れていることから、審査請求人に対し見積書の再取得を指示し、審査請求人はこれを了承したこと、⑥同年10月2日、処分庁は審査請求人から見積書をいまだ取得できていない状況を聞き取り、取得するよう指示し、審査請求人はこれを了承したこと、⑦同年12月1日、処分庁は審査請求人から見積書をいまだ取得できていない状況を聞き取ったこと、⑧同月28日、処

分庁は審査請求人から見積書をいまだ取得できていない状況を聞き取り、令和6年1月末を提出期限とし、期限までに提出が無ければ、自転車の修理費用は考慮せず返還決定を行う旨伝え、審査請求人はこれを了承したこと、⑨同年3月13日、処分庁は審査請求人に対し、見積書の提出が無かったため、本件処分において自転車の修理費用を控除しない旨伝え、審査請求人はこれを了承したこと、⑩同日、処分庁は審査請求人の支出状況及び生活状況の聞き取りを行い、併せて自立更生費の検討のため家電の購入予定を確認したところ、審査請求人より冷蔵庫の購入希望を受けるも、審査請求人が冷蔵庫をいつ購入できるかわからないと述べた旨聞き取ったこと、⑪処分庁は、上記①から⑩までの経過を踏まえ、自転車の修理費については有効期限内の見積書の提出がないこと及び冷蔵庫の購入費用については直ちに購入にあてられるものとは判断できないことから、それぞれ自立更生控除を認めず、返還請求額を63,524円とする本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、審査請求人から控除希望のあった自転車修理費用について、審査請求人から走行には問題が無い事を聞き取り、現物を確認したうえで、審査請求人から提出を受けた見積書の有効期限が切れていることから、見積書の再提出を重ねて依頼しており、審査請求人はこれに対して処分庁が設定した提出期限までに見積書を提出しなかったことが認められる。また、処分庁は居宅訪問及び電話による聞き取りを行い、審査請求人の生活状況について把握したうえで、審査請求人から冷蔵庫の買い替え希望があるも、その陳述から直ちに購入に充てられるものとは判断できないことから、組織的な意思決定過程を経たうえで、本件処分を行ったことが認められ、本件処分において自立更生費を認定しなかった処分庁の判断及び手続に違法又は不当な点はない。

- (5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項に基づき、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）原田 裕彦

委員 海道 俊明

委員 福島 豪